

区画整理、農業用排水施設	下浦（上小手工区）	平成6年1月22日	平成9年4月30日	熊本県
区画整理、農業用排水施設	下浦（塚田工区）	平成7年9月14日	平成10年3月9日	熊本県
区画整理、農業用排水施設	下浦（尾戸新田工区）	平成9年10月24日	平成12年9月1日	熊本県
区画整理、農業用排水施設	下浦（小手新田工区）	平成7年10月14日	平成13年6月1日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	羊角湾周辺地区（亀浦工区）	平成13年2月14日	平成15年5月30日	熊本県
区画整理	苓北地区（八ツ手、福田工区）	平成9年12月24日	平成13年3月29日	熊本県

熊本県公告第280号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 処分をした年月日
平成16年3月19日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社玉南建設
玉名市伊倉北方29番地2
代表取締役 石橋 輝浩
熊本県知事許可（般-13）第7952号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社玉南建設は、平成13年8月20日付けで、建設業の許可を取得した際、許可申請書の経営業務の管理責任者及び専任技術者（同一者が兼任）に関して、実際は、他会社の常勤の技術者として勤務していたにもかかわらず、有限会社玉南建設の常勤の役員として勤務しているという虚偽の内容を記載した。
このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

登載依頼

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年熊本県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条本文に次のただし書を加える。

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第4項後段の規定に基づき熊本県教育委員会に勤務する指導主事に充てられた者の住居手当及び通勤手当の支給に係る事務を除く。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。